

イギリス初期工場法に  
関する一考察

依 光 正 哲

I

一八〇二年に成立した工場法<sup>(1)</sup>と一八一九年に成立した工場法<sup>(2)</sup>との間には大きな性格の相違がみられた。前者が「教区徒弟」の労働条件ならびに労働環境の規制を目的としていたのに対して、後者は「自由な児童」の労働の規制を意図していた。そして、この適用範囲の相違の背後には、両法の基本性格の相違がみられたのである。前者は、スメルサーがのべているように、「一つの立法の始まりというよりも終期を示す」<sup>(3)</sup>性格をもって「いたのに対し、後者は「新たな態度」<sup>(4)</sup>の所産であった、と考えられるからである。

「教区徒弟」も「自由な児童」もともに工場内での補助労働に従事していた限りにおいて、両法はいずれも補助労働者を規制するものであった。だが、一八〇二年法は、「教区徒弟」への依存度が著しく減少しつつある段階において、しかも一連の教区徒弟保護策が講じられていたときに、<sup>(5)</sup>教区徒弟のみの規制

を意図し、議会でのさしたる抵抗もなく成立したものであった。<sup>(6)</sup>これに対して一八一九年法は、補助労働者全体に対する規制を企図したものであり、その立法推進者は全労働者の労働規制が望ましいという展望をもって法案の成立に努力したのである。<sup>(7)</sup>ところが、一八〇二年の段階ではなしに、一八一五年以降に

「新たな態度」が立法として成立しえたのはいかなる理由によるものであろうか。周知のように、一八一四年に、エリザベス時代以来の「徒弟規制法」<sup>(8)</sup>は全廃された。<sup>(9)</sup>この徒弟規制法の廃止は「レッセ・フェール」の輝かしい勝利の「道標」<sup>(10)</sup>とみなされている。徒弟規制法は、「熟練労働者」一般の保護法であると同時に、雇用主に対する「雇用の自由」を制限する機能をもっていた。従って、「産業の自由放任」政策が追求される過程で廃止される運命にあったのだ。<sup>(11)</sup>だが、同法の廃止は、同法の実施を要求する熟練労働者の団結をも圧殺せんとする意図をもっていたことに注意せねばならない。<sup>(12)</sup>

一八一九年法は、このような「自由放任」政策の勝利が宣言されたのちに登場したのである。本稿は一八一九年法がいかなる意図をもって、またどのような経過をへて成立することになったのかを明らかにし、同法のイギリス工場法史上に占める位置を検証しようとするものである。

(1) An act for the preservation of the health and morals of apprentices and others, employed in cotton and other mills, and cotton and other factories. (42 George III. c. 73)

- (2) An act to make further provisions for the regulation of cotton mills and factories, and for the better preservation of the health of young persons employed therein. (59 George III. c. 66)
- (3) B. L. Hutchins & A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, 3rd edn, London, 1926, pp. 16—17.
- (4) M. W. Thomas, *The Early Factory Legislation*, Leigh-on-Sea, 1948, pp. 25—27.
- (5) N. J. Smelser, *Social Change in the Industrial Revolution*, London, 1959, p. 270.
- (6) 資本制生産の発展に伴って複雑化する労働者管理を立法によって積極的に規制し資本にとって有効な労働者管理を実施せんとする態度を「新たな態度」と云っておこう。
- (7) A. Redford, *Labour Migration in England 1800—1850*, 2nd edn, Manchester U. P., 1964, pp. 28—29.
- (8) B. L. Hutchins & A. Harrison, *op. cit.*, pp. 8—11; 片岡昇『英国労働法理論史』有斐閣、一九五六年、三七—三十四頁。
- (9) B. L. Hutchins & A. Harrison, *op. cit.*, p. 16.
- (10) An acte touching dyers orders for artificers laborers servantes of husbandrye and apprentices. (5 Eliz. c. 4)
- (11) O. J. Dunlop, *English Apprenticeship and Child Labour*, London, 1912, p. 240. (54 George III. c. 96)

- (12) T. K. Derry, 'The Repeal of the Apprenticeship Clauses of the Statutes of Apprentices', *Economic History Review*, Vol. 3, No. 1, 1931—32, p. 67.
- (13) 岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的发展』御茶の水書房、一九六一年、一八一頁。
- (14) 同上、一九九頁。
- (15) 同上、一九五頁。T. K. Derry, *op. cit.*, pp. 85—86.

II

一八〇二年の工場法は「死文」にとどまった<sup>(1)</sup>。その原因として、工場分散立地や無給の巡視者制度によって同法の実施・監督が困難であったことを挙げる<sup>(2)</sup>ことができる。だが、児童労働の主力が「教区徒弟」から「自由な児童」に変化したことが、一八〇二年法を死文にした最大の原因であろう<sup>(3)</sup>。そして、工場労働の悲惨さは「自由な児童」たちを中心として新たに展開しはじめていたのである<sup>(4)</sup>。

ロバート・オーエンは、一八一五年のスコットランドの綿紡績工の会合で、原棉輸入関税の撤廃と労働児童の保護を政府に要求するよう訴えた。このときに示された労働児童の保護策が「オーエンの原案」とよばれているものである。この原案の思想的背景について若干触れてみよう。

オーエンは自分が工場経営者であるために、工場制度そのものが害悪であるとは考えない。問題は製造業を放任しておくことから生じる。そして、現状の労働状態を放置しておけば、労働

働者は粗暴となり、やがてイギリスを恐るべき危険な状態に陥し入れることになる、とオーエンは予測した。ところが、オーエンは一八一〇年頃までに、人びとの訓育がゆきとどくと、彼らはより良く・より節制のある・より勤勉な人間となり、工場生産能力もより増加することを実際の工場経営を通じて知っていた。従って、児童労働の悲惨な状態を改善することは、「親にも雇用主にも国家にも有益な」こととなる。そのための具体的手段が「オーエンの原案」であった。ところが、オーエンの工場経営者としての側面を強調しすぎることは必ずしも同意しがたい。というのは、人間が改善され教育を受けることは、万人の利益と幸福に寄与しうるばかりでなく、さらに深遠な社会変革の基礎となる、というオーエンの重要な思想をみおとすことになるからである。また、当面のわれわれの課題に則して述べれば、実務家としてのオーエンを強調することは、同じく立法推進者でありながらオーエンとピールが一八一九年の工場法の成立過程で相異なる態度をとったことを説明しえなくなるのではなからうか。

オーエンの原案は大略次のような内容のものであった。<sup>(12)</sup>本法は一八歳未満の者を二〇人以上雇用しているすべての木綿・羊毛・亜麻およびその他の工場に適用される。(一)一〇歳未満の児童の雇用禁止。(二)一八歳未満の者を(食事・教育のための二時間を除いて)一日一〇時間半以上就業させてはならない。事故などにより作業が中断された場合には、上記の労働時間を二時間超過することが許される。(三)工場で働きはじめる児童は、最

初の四年間は一日三〇分の授業を受けること。(四)工場主は自己の工場の労働状態を治安書記に報告すること。(五)一八〇二年法の巡視者に関する条項を廃止する。(六)工場所在地の治安判事は、工場に利害関係をもたない者で十分な資格をもつ者一名以上を巡視者に任命する。巡視者はいつでも工場とその労働児童の状態を査察しうる権限をもち、工場や児童の状態を *Quarter Session of the Peace* に報告すること。巡視者の手数と費用は全額地方税によって支払う。(七)巡視者が工場内で伝染病の流行する危険を認めるとき、巡視者は工場主に医師を招かせ、医師の指示に従わせうる。その費用は工場主の負担とする。(八)巡視者の職務妨害は五—一〇ポンドの罰金。(九)工場主は本法の写しを工場内の目につきやすい所に掲示すること。(一〇)一八〇二年法および本法の条項に故意に違反した者は五—一〇ポンドの罰金。違反の告訴は違反が行なわれてから三カ月以内とする。罰金の処理は一八〇二年法の規定に従う。

以上のような「オーエンの原案」と「最初の本格的工場法<sup>(13)</sup>」といわれている一八三三年工場法とを比較してみよう。一八三三年法の特色が、児童の保護規制に特別の配慮を行なっていること、法の実施監督制度を整備したこと、工場児童の教育に関する規定を整えたこと、などの諸点にあるとすれば、いずれの点も「オーエンの原案」にもられていたことになり、「オーエンの原案」は一八三三年法の原型となったのである。

(1) B. L. Hutchins & A. Harrison, *op. cit.*, p. 17; J. T. Ward, *The Factory Movement, 1830—1855*, London,

1962, p. 20.

- (2) M. W. Thomas, *op. cit.*, p. 12: 荒木誠之「英国初期工場法と工場監督官」『熊本大学・法文論叢(法科篇)』第八号、一九五六年。
- (3) C. Wing, *Foils of the Factory System*, London, 1837, p. vii; A. Redford, *op. cit.*, p. 30.
- (4) 戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』未来社、一九六六年、二四九頁。
- (5) Alfred, *The History of the Factory Movement*, London, 1857, Vol. 1, pp. 36—37. 「免税の要求には皆熱心に賛成したけれども、彼らが雇っている人びとの救済についての私の動機に賛成しなかったものは一人もなかった。」(オウエン著・五島茂訳『オウエン自叙伝』岩波書店、一九六一年、二〇九頁)
- (6) R. Owen, *A New View of Society*, Everyman's Library edn, London, 1949, p. 121.
- (7) *Ibid.*, p. 124.
- (8) 五島茂訳「前掲訳書」一五九頁。
- (9) R. Owen, *A New View of Society*, p. 124.
- (10) *Ibid.*, p. 128.
- (11) 青悪の原因を探索した結果、オウエンは「無知と不究極原因につきあつた」(*Ibid.*, p. 96)。そして児童の保護および教育を実現するための手段として一八一六年にニュー・ラナークの工場内に「性格形成学院」を設立した。

- この学院の目的は、「第一にニュー・ラナーク地方全住民の直接的な幸福と利益を、第二に近隣の地方に住む人々に福祉と利益を、第三に大英帝国の領土全体にわたる広汎な改良を、最後に世界中のあらゆる国民の漸次的改良」をめざすことにある」とオウエンは云った。(Ibid., p. 93)
- (12) *A Supplementary Appendix to the First Volume of the Life of Robert Owen*, Vol. 1. A, London, 1858, pp. 23—26.
  - (13) 吉岡昭彦「イギリス産業革命と賃労働」高橋幸八郎編『産業革命の研究』岩波書店、一九六五年、九〇頁。
  - (14) An act to regulate the labour of children and young persons in the mills and factories of the United Kingdom. (3 & 4 William IV. c. 103)
  - (15) 戸塚秀夫「前掲書」二六九—二七〇頁。吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房、一九六八年、三九六頁。
- III
- オウエンの原案はピールによって一八一五年六月六日、下院に提出された。ピールは、工場児童がおかれている労働状態を説明し、無力な児童を保護することは「自由な労働」への介入にはならない、と主張した。法案に関する議論の焦点は、(一)児童労働の状態をいかに評価するか、(二)「自由な労働者」と雇用主との間に立法府が介入するべきか否か、(三)法案が通過した場

合<sup>(3)</sup> 英国の産業にいかなる影響を及ぼすのか、という点であった。

法案は採決にはもちこまねず、工場児童の労働状態を調査する特別委員会の設置がきまつた。この特別委員会は、ビールが議長をつとめたので「ビール委員会」とよばれたが、一八一六年四月二十五日から六月八日までの間に四七名の証人を喚問した。医師たちはことごとく工場労働が児童の健康に悪影響を及ぼすと証言した。これに対して、工場主たちは、工場労働は児童に良好な結果をもたらし、何ら工場立法を必要としない、と主張した。

ビールは五月二日に委員会の証言に立ったとき、強力な反対に屈した形で、原案の修正を提案した。その内容は次のようなものであった。(一)規制範囲を木綿・羊毛・亜麻工場に限定する。<sup>(8)</sup>(二)九歳未満の児童の雇用禁止。(三)一六歳未満の者の労働時間を一日一三時間(食事と休憩のための一時間半を含む)とする。(四)治安判事は告訴が行なわれたときに巡視者を任命する。以上の修正が直ちに修正法案として議会に提出されたわけではないが、オーエンの原案より後退した内容のものを通過させようとビールは考えたのである。<sup>(9)</sup>

このような護歩の道とは逆に、カーライルの綿紡績工は、児童およびその他の者の労働時間を制限し、児童に教育を受けさせ、児童の健康と将来の福祉を増進させる方策を要求する請願を議会に提出した。<sup>(10)</sup>この請願は、工場法反対論者が見抜けていたように、最終的には成人労働者の労働時間短縮と賃上げをね

らっていた。<sup>(12)</sup>請願はビール委員会に付託された。<sup>(13)</sup>

ビール委員会は一八一五年法案に関する結論を出すに至らず、ビールの健康上の理由によって、工場法に関する議会の審議は一時中断した。<sup>(14)</sup>

(1) 1 Hansard 31 (議事録第一シリーズ、第三一巻を示す), p. 624.

(2) 1 Hansard 33, p. 884.

(3) *Life of Robert Owen*, Vol. 1, A, pp. 27—30. 両院でその後の討論の三点を軸とした。

(4) 1 Hansard 33, p. 887. 特別委員会設置に関するオーエンの見解については、五島茂訳、前掲邦訳書、二二三頁を参照。

(5) M. W. Thomas, *op. cit.*, p. 20.

(6) 児童の健康にとっては、澄んだ空気と適度の運動と栄養が最も重要であるのだが、工場労働はこれらすべてを児童から奪い、児童の成長を阻害する、と医師たちは考えたのであろう。(C. Wing, *op. cit.*, pp. cix—cxxvi; Alfred, *op. cit.*, p. 50.)

(7) C. Wing, *op. cit.*, pp. cxv—cxvi. 労働時間の短縮は生産量の減少となり、外国との競争に敗れ、国民を逆に貧困にする、とどう理論づけが行なわれた。(M. W. Thomas, *op. cit.*, p. 21.)

(8) C. Wing, *op. cit.*, p. cxxiii.

(9) *Ibid.*, p. cxxv.

(10) オーエンは、ビールの護歩によって「自分(オーエン)がはじめでもちだした時とはまるで似もつかぬ片輪ものにされてしまった」とまで断言している。(五島茂訳、前掲邦訳書、二二〇頁。)

(11) 1 *Hansard* 34, p. 1.

(12) *Ibid.*, pp. 1—3.

(13) *Ibid.*, p. 3.

(14) J. T. Ward, *op. cit.*, p. 24.

IV

一八一八年一月四日、ハダースフィールドの近くのアトキンソン(Atkinson)の綿工場で悲惨な火災事件が起った。この好機をビールはのがさず、二月一日、マンチェスターの綿紡績工からの請願を提出した。それは、児童のみならず成人をも保護する立法を求めるものであった。

二月十九日、ビールは再び工場法案を下院に提出した。法案提出の際に、彼は「よりよい方法は児童と同様に成人の労働時間を短縮すること、児童の低年齢での入職を阻止することである」と述べた。このことは、立法推進者の工場では「成人・児童の均質労働保護が、本質的には自己の利害と対抗的な関係」を生じない状態になっていたことを示す。だが、成人・児童の均質労働保護が法案として提出されたと断言することはできない。

ビールの提出した法案は、前回と同じようなはげしい攻撃を

うけた。そこで、二月三日の第二読会のときに、ビールは法案の修正を申し入れた。修正法案の主要な点は、適用範囲を木綿工場に限定し、九歳未満の児童の雇用を禁止し、一六歳未満の者の労働時間を一日一時間とし、食事時間を一時間半とする、などであった。ビールは、自分が「自由な労働」の擁護者であること、なおかつ工場法を推進するのは、多くの子どもは自己の意志をもたず、議会以外に頼るところがないからであると説明した。また、賛成論者から、工場児童の親たちが工場法案に賛成していること、もし工場法が産業を破壊するものであるならば、賛成の請願書には恐らく署名しないような人びとが署名していること、などの議論が出された。法案をめぐるこれらの議論に対しても不満の意を表明したのがオーエンであった。

一八一八年四月二十七日、法案の採決が行なわれ、賛成九一、反対二六、の結果法案は下院を通過し、上院にまわされた。上院での討議過程は紙幅の関係上割愛する。工場法案が最終的に成立したのは一八一九年七月二日のことであった。

(1) W. R. Croft, *The History of Factory Movement*, Huddersfield, 1888, pp. 16—18.

(2) 1 *Hansard* 37, pp. 264—265. このような請願に対抗するものとして、スタンレー卿はビール委員会よりも調査範囲の広い委員会の設置を提案し、議事の進行を妨げた。

(*Ibid.*, pp. 440—441.)

(3) *Ibid.*, p. 560.

- (4) 石畑良太郎「イギリス一八一九年工場法における立法者意識の問題点」『一橋論叢』第四六卷、第四号、昭和三年一〇月、七八頁。
- (5) 法案の名称は一八一五年法案と全く同じのだが、内容に関しては明らかでない。ただし、「現在提出されている法案は一八一五年に提出されたものである」(1) Hansard 37, p. 563.) とらう息子のビールの発言から判断すると、「オーエンの原案」が再び提出されたものと推定される。
- (6) *Ibid.*, pp. 560—566.
- (7) *Ibid.*, p. 582.
- (8) *Ibid.*, pp. 581—582.
- (9) 1 Hansard 38, p. 354, p. 367.
- (10) 1 Hansard 37, pp. 1182—1183, p. 1188, p. 1260; 1 Hansard 38, p. 357.
- (11) 五島茂訳「前掲邦訳書」二二二頁。詳しくは、R. Owen, *On the Employment of Children in Manufactories, in A New View of Society*, pp. 130—139.
- (12) 1 Hansard 38, p. 371.
- (13) M. W. Thomas, *op. cit.*, p. 25.

V

一八一九年工場法は次のような内容のものであった。<sup>(1)</sup>適用範囲を綿工場に限定する。(一)一八二〇年一月一日以降、九歳未満の児童を準備工程・紡績工程に雇用してはならない。(二)一六歳

未満の者を食事時間を除いて一日一二時間以上就業させてはならない。また夜九時から朝五時までの間に就業させてはならない。(三)食事時間は、朝食三〇分、昼食一時間。飼水力工場では、事故などによって作業が中断された場合、その埋め合せのために上記の時間を一日につき一時間延長できる。(四)工場の天井と壁を年に二回洗うこと。(五)本法の写しを工場内の目につきやすい所に掲示すること。(六)本法の諸規定に故意に違反した工場主は、一〇—二〇ポンドの罰金に処す。一八〇二年法ならびに本法の違反の告訴は違反が行なわれてから三カ月以内とする。本法の違反罰金の処理は前法の規定に従う。

この一八一九年法と「オーエンの原案」を比較してみると、前者は後者から大きく後退していることがわかる。適用範囲が綿工場に限定されたこと、入職年齢・労働時間などの点で譲歩していること、監督制度が一八〇二年法の規定にたったこと、児童教育の規定が脱落したこと、などを指摘しよう。次に、児童教育規定の脱落について若干触れてみよう。

「オーエンの原案」の教育条項は、工場児童が入職してから四年間毎日三〇分の授業を受けることを義務づけるものであった。<sup>(2)</sup>

一九世紀初頭において、民衆児童教育機関として「おかみさん学校」「私営普通学校」「慈善学校」「労働学校」「日曜学校」および「助教生学校」などが存在していた。<sup>(3)</sup>そして工場児童は主として「日曜学校」を利用していた。<sup>(4)</sup>ところが、一八〇二年法は教区徒弟の教育を規定し、これに従って工場内の一室を教

室に充てる工場主が出現した。これが「工場学校」とよばれているものである。<sup>(5)</sup> 教区徒弟以外の者にも、昼間の労働に支障をきたさぬ夜間と日曜日に授業が受けられるようになった。そして、入職以前の児童の教育に力を注ぐ工場主も出現してきた。<sup>(6)</sup> 工場学校は「その労働者に対して、会社の社会的統制を貫徹させ、年少労働者に対して科学的熟練とまではゆかなくても従順さを植えつける一つの理想的な方法であった。」<sup>(7)</sup>

ところで、「オーエンの原案」の教育条項に対して、規制反対論者から次のような反論が出された。<sup>(8)</sup> 即ち、工業地帯では他の地域よりも民衆教育機関が普及していること、工場主もその機関に寄付を行なっていること、労働と教育を結合させることは雇主にとって高くつき、腹立たしいばかりでなく、生産のリズムを乱すので実施不可能である、という議論であった。

労働時間を割かれ中断されることは堪えがたいという議論と、教育の改善は立法によらずして達成されうるという伝統的な信念に屈する形で、ピールは教育時間の三〇分をとり下げたものとみられる。オーエンが一八一九年法を激しく非難したのは、労働時間や入職年齢その他で譲歩をしたからではなく、いまのべた教育条項の脱落や監督制度の不備を放置したからであるう。

一八一九年法は立法推進者たちを満足させるような内容のものではなかった。しかし、同法は「自由な児童」を規制することの先鞭をつけ、規制範囲を拡大し規制密度を高めてゆくイギリス工場法の発展の礎石となったことを評価しなければならぬ。

いだらう。

- (1) *Life of Robert Owen*, Vol. 1. A, pp. 31—32.
  - (2) この規定は一八〇二年法の「教区徒弟」の教育条項を受けつぎ、さらに一日三〇分の授業時間を設定したものである。また、いうまでもなくことだが、オーエンの原案は全工場児童を対象としている。
  - (3) 尾形利雄『産業革命期におけるイギリス民衆児童教育の研究』、校倉書房、一九六四年、参照。
  - (4) 佐伯正一『民衆教育の発展——産業革命期イギリスにおけるその実態と問題点に関する研究——』、高陵社書店、一九六七年、一〇四—一〇五頁。
  - (5) M. Sanderson, 'Education and the Factory in Industrial Lancashire', *Economic History Review*, Second Series, Vol. xx, No. 2, 1967, pp. 267—268.
  - (6) *Ibid.*, pp. 269—270.
  - (7) *Ibid.*, p. 266.
  - (8) *Life of Robert Owen*, Vol. 1. A, p. 28.
  - (9) これは「イギリス民衆教育における「ボラントライム」とか「教育不干渉主義」とよばれているものである。さしあたり、三好信浩『イギリス公教育の歴史的構造』、亜紀書房、一九六八年、空本和助『イギリス教育制度の研究』、御茶の水書房、一九六九年、などを参照されたい。
- (一橋大学大学院博士課程)